

平成14年度第1回  
兵庫県都市計画審議会

平成14年5月31日  
パレス神戸 2階大会議室

開 会 午後 2 時

( 傍聴者入室 )

会長 傍聴される皆さまにお願いいたします。

お配りしております注意事項をお守りいただき、議事を円滑に進行できるようご協力をお願い申し上げます。

それでは、平成 14 年度第 1 回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は平成 14 年度第 1 回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員並びに幹事の皆様には、何かとご多忙中のところご出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

年度が変わりすでに 2 ヶ月が終わろうとしております。この間、都市計画をめぐる動きも活発になってきております。ご承知のとおり小泉内閣が最重要課題に掲げる「都市再生」を具体化する「都市再生特別措置法」が 4 月 5 日に公布され、6 月 1 日より施行される予定でございます。また、用途地域を定める容積率について、さらに高度利用を実現するための選択肢を追加したり、地域住民が自主的なまちづくりを進めるため、土地所有者、まちづくり協議会や N P O が都市計画を自治体に提案する制度などを盛り込んだ「建築基準法、都市計画を改正する法律」が、現在国会で審議されている途中でございます。これらは、主として都市の活性化を妨げていると考えられる現行都市計画制度におけるさまざまな制約を極力取り除こうという考え方に基づくもので、都市再生緊急整備地域における大幅な規制緩和をはじめ都市計画決定と事業認可を並行して行うことによる手続きのスピードアップ、民間事業者や住民による都市計画の提案制度など、従来の都市基盤整備の進め方を大きく変えるものとなっております。

都市の再生とこれに伴う経済の再生は是とすることでございますが、当審議会としては、計画の推進が真に住民にとって望ましいものであるかという観点に立って、今後とも慎重にチェックしていく必要があるかと思っております。

本日の案件は、去る 5 月 22 日に事務局から事前説明がありました「神戸国際港都建設計画区域区分の変更」議案をはじめとして 6 件でございます。

この後、お手元の議案書により議事を進めてまいりたいと存じますが、どうか十分にご審議を賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきましてご審議を賜りたいと存じます。

なお、審議の中でご発言がある場合は、議事録作成上、皆様の前に置いてあります名札の番号をおっしゃってから、ご発言していただくようお願い申し上げたいと思います。

それから、本日の議事の進め方でございますが、議案の説明につきましては、審議の便宜上、関連するものは一括して説明を受けるとともに、採決につきましても、できるだけ一括してお諮りしたいと思います。その点を予めご了承願います。

それでは、まず、第1号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更及び第2号議案 東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更の2件でございます。

これらはお互いに関連しておりますので、一括上程いたしたいと思います。

これらについて事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第1号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更をはじめ2件についてご説明いたします。

議案書は3ページから、位置図は1ページからでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

スクリーンに赤色でお示ししております2つの区域は、いずれも平成10年の第4回線引き見直しで、計画的な市街地整備の見直しがある区域、いわゆる特定保留区域として位置づけた、学園南インターチェンジ北地区及び原野地区でございます。このたび事業計画が具体化したため、特定保留を解除し、市街化区域に編入するものでございます。

学園南インターチェンジ北地区は、神戸市の西部、地下鉄西神山手線学園都市駅から約1kmに位置し、学園多聞線と第2神明道路北線の交差点、面積約43haについて、今回民間事業者などによる住宅地としての開発許可の見通しが確実となったことにより、計画人口約4,100人の保留を解除し、市街化区域に編入するものでございます。

本地区は、平成10年の線引き見直し時に学園南周辺地区として面積約183haを特定保留区域として指定した区域の一部で、平成12年12月及び平成13年5月に本審議会においてご審議いただき、部分解除をされており、今回、本案件の区域を追加して解除するものであります。

続きまして、原野地区は、神戸電鉄有馬線箕谷駅から西へ約2km、国道428号の南に接する区域で、今回、民間事業者による住宅地としての開発許可の見通しが確実となったことにより、面積約106ha、人口約5,400人の区域の保留を解除し、市街化区域に編

入するものでございます。

続きまして、関連案件であります第2号議案 東播都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道（加古川上流流域下水道）の変更について、ご説明いたします。

議案書は7ページから、位置図は4ページでございます。

加古川上流流域下水道は、三木市、小野市、加西市、西脇市、滝野町、社町及び神戸市を排水区域とし、昭和51年に都市計画決定を行い、平成2年6月に一部供用を開始し、鋭意事業の推進を図っております。

前面スクリーンにお示ししておりますのは、加古川上流流域下水道の排水区域の変更内容を示したものであります。図面中央を流れますのが1級河川加古川で、排水区域はその両岸にまたがっております。緑色の区域が既決定の排水区域であり、赤色の区域を今回追加するものでございます。

追加する区域は、神戸市北区山田町原野地区で、1号議案による市街化区域への編入に伴い、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、排水区域の拡大を行うものであります。

これにより、加古川上流流域下水道の排水区域は、約1万5,453haから約1万5,559haと約106ha増加いたします。

以上、第1号議案、第2号議案につきまして、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

続きまして、関連市町決定案件として、神戸市決定の用途地域、高度地区、地区計画及び下水道の変更、決定についてご説明いたします。

参考資料1ページからでございます。

これらの変更は、第1号議案でご説明いたしました区域区分の変更に伴い、新たに市街化区域に編入する区域について、良好な市街地形成と合理的な土地利用の推進を図るために行うものであります。

前面スクリーンをご覧ください。

学園南インターチェンジ北地区における用途地域につきましては、土地利用計画にあわせて指定することとし、道路沿道について、準住居地域、容積率200%、建ぺい率60%、準工業地域、容積率200%、建ぺい率60%、その後背地について、第1種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%の用途を新たに指定いたします。

続きまして、原野地区における用途地域につきましても、土地利用計画にあわせて、

前面スクリーンに緑色で示す戸建て住宅などを予定する区域について、第1種低層住居専用地域、容積率100%、建ぺい率50%、黄緑色で示す中低層住宅などを予定する区域について、第1種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%、黄色で示す沿道型の土地利用を予定する区域について、第1種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%、桃色で示す商業施設などを予定する区域について、近隣商業地域、容積率300%、建ぺい率80%、また、肌色で示す区域については、隣接する用途地域とあわせて第2種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%の用途を新たに指定いたします。

続きまして高度地区の変更についてご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。

学園南インターチェンジ北地区における高度地区は、用途地域の指定に伴うものであり、計画する用途地域が、第1種中高層住居専用地域の区域について第4種高度地区、準住居地域の区域について第5種高度地区を指定いたします。

また、原野地区における高度地区の変更も、用途地域の指定に伴うもので、計画する用途地域が、第1種低層住居専用地域となる区域について第1種高度地区、第1種中高層住居専用地域となる区域について第4種高度地区、第1種住居地域及び第2種住居地域となる区域について第5種高度地区を指定いたします。

なお、神戸市の高度地区には6つの種類があり、前面スクリーンでお示しいたしますように原則として用途地域と連動して指定しており、今回の高度地区の指定はこの原則に添ったものであります。

続きまして地区計画の決定についてご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。

学園南インターチェンジ北地区における地区計画は、広域幹線道路沿道という立地条件を生かしつつ、周辺住環境と調和したゆとりと活気ある市街地の形成を適切に誘導するため、決定するものであります。

当地区計画は、土地利用計画にあわせて「複合地区」「沿道地区」「住宅地区」に区分し、建築物等の用途及び壁面位置の制限を定めるとともに、地区施設として道路及び公園を配置することとしております。

また、原野地区は、都市近郊の住宅市街地として、生活施設等の立地と良好な住環境の調和したゆとりある市街地の形成を適正に誘導するため、地区計画を決定するものであります。

当地区計画は、土地利用計画にあわせて地区を「住宅地区A、B、C」「地域サービス地区」「地区センター地区」「沿道地区A、B」の7つに区分し、建築物等の用途、最低敷地面積、壁面位置及び建築物等の高さの最高限度の制限を定めるとともに、地区施設として道路及び公園を配置するものであります。

続きまして、神戸市公共下水道についてご説明いたします。

保留区域の市街化区域への編入にあわせて公共用水域の水質保全を図るため、神戸市公共下水道の排水区域を拡大いたします。

なお、以上の5件の神戸市決定の案件については、5月21日に開催されました神戸市都市計画審議会に付議され、原案どおり可決されております。

以上でございます。

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして質問またはご意見ございましたらお願いいたします。

25番 中身に入る前に、要望させていただきたいと思います。

出される全ての案件にお願いするというわけではありませんが、今回のたとえばいまご説明をいただいた1号議案の北区山田町原野地区について、事前の説明では、結局開発がどういう影響を与えるか、議案の理由書を見てもほとんどわからない。このために私は予備審で、神戸市が答申を出しております環境影響評価審査会の答申並びにその資料を、それから現地の調査も審議会として行うべきではないかとお願いをいたしました。現地調査は、会長も同行いただきまして、させていただきましたが、審議会として現地調査もお願いをしたいと思っておりますし、それから神戸市のこの答申書については、直接神戸市の環境審査室に要求してくれというお話でしたので、なかなか調査に時間がかかりますし、審議会として正確な審議ができるように、必要な資料や現地調査などは、事前に事務局から提供していただきたいと思っております。

要望ですが、何かありましたらご答弁お願いします。

事務局 案件によると思いますが、それぞれケースバイケースで対応させていただけたらと考えております。

会長 今日は16番委員さんにお見えいただいております。全員に環境影響評価書を配るのは大変なことですが、事前審のときの説明の資料に、できれば事務局に1部でいいから出していただいて、必要な場合は、事前審の後でも、それを我々が、神戸市まで行って縦覧するのではなくて、見られるようにできればお願いをしたいのです

が、それは大丈夫ですね。今日じゃなくて、今後、こういう環境影響評価書等が出ているようなものは、参考資料としてご用意いただくようお願いできればと思いますが。

16番 これは神戸市だけの問題ではないと思いますので、私がお答えするのもおかしいんですが、少なくともそういう事態が必要であれば、書類をこちらのほうに持っていることについてはできることかなと、これは私だけの問題ですので、県当局のご見解があればと思います。

会長 どうもありがとうございました。

全部に配るとまではいかないと思いますが、参考資料として後で我々が調べるときに、いま16番委員さんは、個人の見解とされながらもおっしゃってくださっておりますので、どうぞ事務局、これからそういう必要があると思うような場合には、予め神戸市から借用していただくようお願いしたいと思います。

今後ともよろしく願います。

25番 それでは中身について、意見と質問をさせていただきたいと思います。

まず、この地で住宅開発が本当に必要かどうかということなんです。第4次の神戸市基本計画に沿いまして、この開発計画もされていると思いますが、今、神戸市の人口がやっと震災前に戻ったというところで、この第4次の計画では2010年には170万人と想定をされております。しかし、経済成長率を90年代には3.8%、2000年代には2.7%として、たとえば北区でも新たな産業団地やら業務用地、企業誘致、人口増加が見込まれている。90年から2010年までの実質の経済成長率を3.6%と予測されて計画されたものでございます。どんどん人口もふえるということで計画をされた事業ですが、そういうふうにはなっていないと思います。

それで、今、開発を新たな地域とするよりも、既成市街地を人が住みやすいまちにすべきだと思います。その上で、ここは農業振興地域が40ha、農用地も14.1haございます。里山ですから、棚田で、大変な労苦のいる耕作で、しかもまあ耕作の方がご努力されて続けてこられておりました。今の国の農業政策の中で守りきれない。こういうことで先祖伝来の田畑を売られてきたと思います。国の農業政策をここで論じるわけにはいきませんが、やはり非効率で、ほ場整備も難しい。しかも景観ということで残すこともできない。こういった背景があると思います。しかし、実際にこの土地の取り引きが平成8年から事実上行われて、それで土地が売られていったという経過があると思いま

す。

とりわけ、重要なことなのですが、先ほど言いましたように、ここは苦勞されて里山を続けてこられておりますが、そのために、兵庫県が監修します兵庫県のレッドデータブック、植物、動物の希少種が保護されなければいけない、絶滅の危機にあるというなかに盛られている植物や動物が、ここにはたくさんございます。

たとえば植物では兵庫県でここ1ヶ所とされたヘラノキがありまして、近畿でもほかには奈良県に1ヶ所しかありません。現地調査の中で成木を見せていただきました。本当に立派な元気な成木でございましたが、この親という感じの木と幼木との間を、国道428号線を延長する形で開発地の中を道路が通る。親子を引き離すような形で道路が計画をされています。ヘラノキが自生をしているというのが大事なことだと思いますけれども、湧き水が豊富な所で、この自生の理由を長年研究されているんですが、まだどうしてここで自生しているのかわからないという研究途中の状況でございます。神戸市が出されました答申書の中でも「今後、引き続き調査・研究に努める必要がある」とされまして、「自然状態におけるヘラノキは、一定の範囲で移動しながら存続してきたと考えられるので、ヘラノキ自生地周辺の保全緑地面積のさらなる確保を図ることが必要である」。こんなふうに述べられております。それから群生しているわけですが、「その保全の観点からも、行政関係機関と協議調整を行うことによって、道路形状の見直し等について検討を加える必要がある。さらにヘラノキ及びヘラノキ群落の保全と計画区域への主要な進入路の計画については、これらの検討の経緯を含めて評価書を作成する必要がある」。ヘラノキを造成地に移植するという計画になっておりますが、すでに4本も地上部分は伐採をされて移植が行われております。これは本当に、自生の重要な点から見れば、どうしてこんなに早く、やむをえないとして移植がされたのかというご意見も寄せられております。

ヘラノキについてだけでも、これだけ答申書の中で「検討」と言われているわけです。そのほかの貴重な植種も、ヒメシオンでありますとかヤブレガサモドキとか、池に自生しますアサザなど、たくさん答申書の中で触れておられます。「これらは、刈り取りなど人為的な影響が、つまり里山の中で人がきちんと管理をしてきたから存続してきたものが多い」。こんなふうに言われておりますし、これも「新たに造成された所に避難をさせるまでに消滅をさせる恐れがある」。こんなふうにも言われています。

同じく動物についても、兵庫県のレッドデータブックの中で、Aランクのハチクマと



かBランクのサシバ、オオタカ、カスミサンショウウオ、Cランクのタカチホヘビやシロマダラといった爬虫類やニホンアカガエルなどの両生類、ゲンジボタルの昆虫類、メダカなどの魚類、たくさんの貴重な動物が、レッドデータブックの中に載っているものが、この地に生きているわけです。

これらを答申書の中では「環境保全の措置について影響を回避する」、それから「低くする」と、こういう措置を検討して、「これができない場合には、損なわれる環境が有する価値と同程度またはそれ以上の環境を創出するための代償措置を検討することになる。本事業の実施により、森林性の動物の生息地については最終的に改変されることとなり、環境保全措置をとることはできない」と明言をされています。つまり、こういった植物とか動物とか、ひいては生態系に大きな影響があって、答申書の中でもこれらを「造成地をつくることによって保全することができない」と言われているわけでございます。ですから、これらのいろんな検討をするべきとされた答申書の結果をきちんと受けた事業所がつくる評価書が出されるわけでございますが、これらの評価書がまだ今のところ作成をされてないと聞いています。この評価書の作成がいつされるのか、この評価書の中できちんと答申を受けなければいけないと思うんですが、これがいつつくられるのか、まずお答えください。

事務局 まず、計画の話ですが、この内原野につきましては、平成10年第4回線引き見直し時点で、整備、開発、保全の方針の中で目標年次である平成17年の神戸市の人口フレーム約159万人、このうち市街化区域内人口を154万人と想定しております。この時点で市街化区域面積に対する計画人口が149万人、残る5万人を市街化調整区域の新たな地区の整備、開発により収容する。計画の具体化に応じて保留を解除するという事としております。

今回、そのうちの約1万人分の保留フレームを解除するものであります。

この地区につきましては、先ほど委員からございました第4次の神戸市の基本計画で複合新都心ゾーンとして位置づけられておまして、計画上ここについては開発すべきである所という位置づけがされております。

需要の話もあるわけですが、神戸市の人口は今後も増加することが予想されておりますし、世帯数も増加することは確実とされております。特に北区における人口は増加の傾向にございます。現状で近隣には多くの戸建ての住宅団地が広がっておりまして、90%以上の地区では住宅がすでに販売済みでございます。原野地区の完成は平成23年を

見込んでおりました、段階的に住宅を供給することで、また、適正な価格で販売されることにより、住民の居住環境に寄与することを想定しておるわけでございます。

次に、環境影響評価と都市計画の関係でございますが、整備、開発、保全の方針で位置づけられました開発が予定されている地区について、面整備事業の熟度が高まった時点で保留の解除をするわけでございます。この際、面整備事業自体が良好な環境を持つ市街地を形成することを目的とするものであることから、事業実施地区内の宅地の環境に関する配慮は事業計画で行われていると考えておりました、面整備事業の環境影響評価の対象は事業実施区域とその周辺の自然及び生活環境要素に係る環境の影響としております。こういった環境への影響を調査することが必要となる場合には、それぞれの事業制度の中で環境影響評価の方法が定められており、それにしたがって手続きが進められることとなります。

本案件につきましては、神戸市の条例に基づく手続きにより環境影響評価が行われていると認識しております。

手続きについて前の図でご説明させていただきます。

兵庫県の都市計画に整備、開発、保全の方針の位置づけがありまして、それからずっと流れてきまして、現在の都市計画審議会がございまして、神戸市のほうは都市計画サイド、それからここは民間の開発になりますので、開発許可になるわけですが、開発の流れ、それから環境影響評価の流れがございまして。

いまご指摘のありましたように、評価書案ができて、住民ですとか専門家の意見を聞きまして、こちらのほうはこれで手続きがされまして、いま市長の意見も出まして評価書の作成作業が進んでおりました、もうまもなく評価書が作成されると聞いております。

都市計画としましては、本案件については、平成10年に特定保留区域として位置づけられた所でありまして、都市計画の手続きとして進めることについては妥当であると考えております。開発事業に伴う環境影響評価については、許可権者である神戸市において適正に対処されるものと考えております。以上でございます。

会長 評価書はまもなく提出されるということでもいいんですね。

25番 今の表を見ましたら、結局、評価書は開発する事業者が作成するわけですね。それで、最後の評価書の作成も事業者がやるわけで、その間の答申が住民の皆さんの意見やら市長の意見として事業者に出されるわけです。その中で、さっき言いましたよう

に貴重な動植物が生息する生態系の問題もある。そして移植してもそれが保全をされるかは保障ができないと書かれているわけです。ですから、それを受けて開発する事業者がどういう評価書を作成するのか、これが問題だと思いますので、この評価書が出てから開発をしていいのかどうかのゴーサインを出しても遅くはないと思うんです。重要な答申が出されているわけですから、この段階で「いいですよ」と言うのはおかしいのではないかと思います。評価書がきちんと作成されて以後検討すべきではないでしょうか。

事務局 先ほども申しましたが、この原野地区につきまして、平成10年の市街化区域見直しのときに保留フレームとして事業が具体化したら位置づける、市街化区域に編入するというので、この審議会でご了解を得た地域でございます。それで事業が今般具体化したというので、都市計画の手続きをいたしまして、縦覧等を行いまして意見書もなしというので、市街化区域に今般位置づけをするという内容でございます。

いま委員から評価書の提出を待って開発許可をすべきではないかというご意見がございましたけれども、開発許可をいたしますのは神戸市でございますので、その手続きにつきましては、神戸市のほうで適正に対処されるものと考えております。

25番 システムそのものにいろいろ問題があると思います。それで、その環境影響評価の意味がいったいどうなのかと問われるのではないかと思います。実際にはその土地は特定保留地域になる以前から取り引きがされているということですので、農振地域というところから見ましても大きな問題があると思います。少なくとも評価書が事業者から出されるまで延期すべきだということで、意見を述べさせていただきたいと思います。

会長 ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、ほかにご質問ご意見等がないようですので、お諮りさせていただきます。

まず、第1号議案及び第2号議案の2件について、一括して採決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議がないようですので、一括してお諮りいたします。

第1号議案及び第2号議案について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 反対の方、挙手を願います。

(反対者挙手)

会長 ありがとうございました。

それでは、賛成多数でございますので、原案どおり可決いたしました。

次に第3号議案 龍野市に係ります中播都市計画道路の変更を上程いたします。

これについて事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第3号議案 龍野市に係ります中播都市計画道路の変更についてご説明いたします。

議案書は11～14ページ、議案位置図は5～6ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

龍野中央幹線は、当初、龍野神岡線として昭和27年に都市計画決定されました。その後、昭和33年に都市計画道路国道2号線に接続するため区間を延伸し、昭和49年に山陽自動車道の計画等を勘案し、龍野太子線以南の幅員を拡幅するなどの見直しにあわせて名称を龍野中央幹線に変更いたしました。

当初、都市計画決定を行った昭和27年当時におきましては、今回変更を行う箇所の周辺は農地が多く、住宅等はない状況であったことから、より安全・円滑な交通処理を図るように、位置及び線形を定めておりました。

しかしながら、その後、現道の沿道土地利用が進んだことから、その現状を勘案して現道敷地を有効活用する計画に変更するものでございます。

第3号議案につきまして2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

会長 ただいま事務局から第3号議案について説明がありましたが、これにつきまして質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

ご質問等がないようですので、お諮りいたします。

第3号議案について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。

異議がないようですので、第3号議案につきましては、原案どおり可決いたします。

次に第4号議案 香住都市計画道路の変更を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第4号議案 香住都市計画道路の変更についてご説明いたします。

議案書は15～18ページ、議案位置図は7～10ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

今回変更いたします境香住線は、昭和 62 年 12 月に国道 178 号のバイパスとして都市計画決定しており、その後、平成 6 年 12 月に地域高規格道路として鳥取豊岡宮津自動車道が指定されたことに伴い、本路線は国道 178 号から鳥取豊岡宮津自動車道香住インターチェンジへのアクセス機能をも担うこととなりました。

今回の変更は、鳥取豊岡宮津自動車道の一部区間の事業と同時に進めている本路線の事業に伴う道路法面等の変更や、本路線の一部区間を含む区域で平成 10 年より施工されている山手土地区画整理事業による宅地化に伴い、道路法面の削除及び一部区間の幅員変更などを行うものでございます。

主な変更を説明させていただきます。

まず、JR との交差点付近の道路法面について、土質調査の結果による道路法面勾配の変更等に伴い、区域の一部を変更いたします。

次に、山手土地区画整理事業区域内にある道路法面につきまして、土地区画整理事業による宅地化に伴い、道路法面を削除いたします。また、近接する法面につきまして、土質調査の結果による道路法面勾配の変更等に伴い、区域の一部を変更いたします。

次に、トンネルとトンネルの間の谷筋で、一部土工部としておりました区間につきまして、現地測量の結果、寺院敷地に抵触することが確認されたため、道路縦断を変更し、土工部をトンネルに変更いたします。

また、トンネル内の幅員について、当初トンネルを通行する自転車・歩行者は共に少ないと考えていたため、片側歩道の 1.5m としておりましたが、本路線が、土地区画整理事業による宅地化に伴い、本路線の西側にあります香住第一中学校への通学路にもなることから、自転車歩行者道として 3.5m を確保することとし、トンネル内幅員を 9.8m から 11.8m へ変更いたします。

次に、都市計画道路香住線との交差点付近において、沿道の宅地化に伴い道路法面が不要となったため、道路法面等、区域の一部を変更いたします。

また、こちらのトンネルにつきましても、先ほどのトンネルと同様に香住第一中学校への通学路となることから、歩道部幅員を 3.5m 確保するため、トンネル内幅員を 9.8m から 11.8m に変更いたします。

以上、第 4 号議案につきまして 2 週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして質問またはご意見ご

ございましたらお願いいたします。

ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第4号議案について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。

異議がないようですので、第4号議案については原案どおり可決いたします。

次に第5号議案 豊岡都市計画道路の変更を上程いたします。

これについて事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第5号議案 豊岡都市計画道路の変更についてご説明いたします。

議案書は19~22ページ、議案位置図は11、12ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

今森高屋下陰線は、豊岡市街地の南部・西部の外郭をとりまく幹線道路であり、国道312号や178号等とのネットワークにより、市の環状道路網を形成する道路でございます。

当初、昭和51年に都市計画決定し、平成4年に円山川の橋梁区間を追加変更し、現在に至っており、円山大橋右岸側を起点とし、JR山陰本線の下を半地下構造で通過し、妙楽寺からトンネルにて戸牧へ向かい、高屋、上陰を経て、国道178号に至る、延長約5,100mの幹線道路であります。

まず、変更区間の計画概要をご説明いたします。

国道312号から京極南線間につきましては4車線とし、両側に3.5mの自転車歩行者道を設置します。

京極南線から戸牧地区間は2車線とし、その内市道三坂納屋線までは両側に3.5mの自転車歩行者道を設置します。

市道三坂納屋線から戸牧地区間の歩道計画については、都市計画道路と沿道宅地との高低差や山地等の沿道状況を勘案し、片側に3.5mの自転車歩行者道を設置します。設置位置については、移転後の公立豊岡病院へのアクセスを考慮し、東西方向については北側、南北方向については西側に設置する計画としております。

こちらが4車線区間の標準横断図です。

路肩部は、冬季積雪を考慮し1.5mとしております。

こちらが2車線区間の両側歩道の標準横断図です。

次に今回の変更内容をご説明いたします。大きくは2点ございます。

1点目は、市道三坂納屋線から戸牧地区間の線形変更でございます。

2点目は、当路線と市道八条線との交差方法を立体交差から平面交差に変更し、それに伴い側道部分の区域を削除する変更でございます。

それでは、西のほうから順に、個別にご説明させていただきます。

まず、市道三坂納屋線から戸牧地区間の線形変更についてご説明いたします。

現在、戸牧地区においては、平成16年度末の開院を目指して公立豊岡病院の移転工事が進められております。今回、市民生活の利便性の向上を図るため、移転後の公立豊岡病院へのアクセス性の向上に配慮し、病院造成計画を踏まえるとともに、今後更に進展する但馬空港周辺整備地区へのアクセス性をも視野に入れ、トンネルを挟んだ区間の線形を変更するものです。

また、妙楽寺地区については、先ほど説明いたしましたとおり、北側のみに歩道を設置する計画としておりますが、地元からの「南側にも歩道を設置してほしい」との要望を受け、地域の利便性、沿道状況等を考慮し、既都市計画区域内の南端に別途宅地と同じ高さの歩道を設置することとしたことに伴い、本線の線形を北側に変更しております。

次に、京極南線交差点西側部分に出ております赤色追加区域についてご説明します。

こちらが拡大した平面図で、オレンジ色で着色している部分が、JRとの立体交差部において豊岡市が施工します側道で、先ほどの赤色追加区域は、側道との接続のために必要となる区域でございます。

最後に市道八条線との交差方法の変更についてご説明いたします。

平成10年に供用いたしました円山大橋左岸側交差点は、橋桁厚が縮小できたことにより、平成4年の当該区間の都市計画変更時点より約50cm低く施工されました。

この図が、平成4年と今回を比較した道路縦断図でございます。

青色が平成4年当時、赤色が今回の計画でございます。

平成4年においては、道路縦断勾配の制約や交差する道路の建築限界を確保する必要性などの理由から、市道八条線には取り付けできませんでした。しかし、国道312号交差点高さが約50cm低くなったことにより、市道八条線との平面交差が可能となりました。

このことから、道路ネットワークをより強化するとともに、道路利用者の利便性向上を図るため、今回、市道八条線との交差形式を立体交差から平面交差に変更するものです。

側道部については、国道 312 号～市道八条線間は、本路線とは別の機能を担う豊岡市道として整備すること、また、市道八条線～京極南線間は、本路線が平面道路となり不要となったことから、本路線の区域から削除するものでございます。

本案につきまして2週間の縦覧に供しましたところ、1名の方から意見書の提出がございました。

意見書を提出された方のお住まいの概ねの位置を、オレンジ色の楕円で前面スクリーンにお示ししております。

次に、赤色枠内部分の拡大平面図をご覧ください。

図の青色線が既決定の区域であり、赤色線が今回変更しようとしている区域です。

当該地区の計画案作成に際し、人家連担部については、最初にほぼ青色区域と重なる計画素案を住民に提示しましたが、地元からの強い要望を踏まえ、今回、青色区域から北側に約 2.5mシフトした計画案としております。このたびの意見書では、このシフトした計画案に対する意見が述べられております。

意見書の要旨はお手元にお配りしております資料 - 1「意見書の要旨」に記載しております。

それでは、資料 - 1 によりご説明いたします。

まず、意見書の要旨でございます。

今森高屋下陰線都市計画変更案において、第1回～3回までの説明会では「基本路線は変更不可能、また、道路による騒音等の環境に関しても基準値で問題なし」との説明があった。

しかし、「一部の住民があまりにもかわいそうだ」ということで、第4回説明会において、突然、道路中心線を 2.5m北側にシフトさせる変更案を提示され、「それが一番妥当である」との一方的な説明があった。

その後、再三変更案の説明を求めても要領を得ない回答であり、ただ協力のみを依頼し強硬に計画案を進めようとしていることに怒りを感じている。

この計画（案）について、納得のいく説明をいただけないので、今森高屋下陰線都市計画変更案に対し異議を申し立てる。

当初はこの道路計画に対して協力を惜しむつもりはなかったが、第4回説明会における突然の計画変更は、これまでの経緯から、姑息な手段と故意によるものであり、事前に具体的な説明もなく、「あの場にいた人は誰もおかしいと思われた」と聞い



ている。

これで事を運ばれては、いくら都市計画といえども納得できできるものではない。事前にそのことに関して話し合いの場に入れていただいて然るべきではなかったのか。これは市側の怠慢そのものではないか。

また、道路がつくことによる市側の見解は「土地の価値が上がる」というのみで、私どもの場合、居住困難になること間違い無しで、誰も住むことは好まないであろう。

東西、あるいは北に道路がつくのであれば、そして憶測もなければ、私どもは納得したであろう。市は、特に弱い立場の者に対して頭を押さえつけ、一軒のみを苦しめ、著しく環境を害うであろうことには「目を瞑れ、協力はせよ」とは、あまりにも横暴ではないだろうか。

人の土地で相撲をとった人たちに同調し、片方では、2.5mシフトすることにより隣家を立ち退きとし、私どもの塀で不自然に道路を曲げる、不自然極まりない方法をとるといふ。何故、当初の真っ直ぐの路線を貫かないのか。

公正をうたい、市民の安全と幸せ、教育の充実等を掲げる市が、このような事の運び方を見せつけて、何の教育なのだろうか。あまりにも傲慢な行政ではないだろうか。

これでは話し合う余地は全くない。

このことを強行するのであれば致し方ない。

いつも、何時も、協力、そして今日まで続いている。

したがって、道路にかかる「田」の協力は致しかねる。

これに対します県及び市の考え方をご説明いたします。

前面スクリーンをご覧ください。

市道三坂納屋線から（仮称）豊岡病院前交差点間につきましては、病院へのアクセスや周辺の地形、土地利用を踏まえ、経済性、施工性、安全性等を総合的に勘案し計画しております。

当該区間の歩道につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、北側のみに設置する計画としており、前の図面では紫色で着色している区域が歩道でございます。

計画内容について地元説明会を進めるなかで、妙楽寺地区において「南側についても歩道を設置してほしい」との強い要望が出されました。

そこで、地域住民の利便性向上を図るとともに、南側住居の沿道環境にも配慮し、都市計画道路と並行し、別途宅地と同じ高さに歩道を設けることとしました。

こちらが横断図で、黄色が最初に提示した案で、赤色が今回の計画です。

道路左側のこの部分が、別途設けることとした歩道です。

歩道の位置については、既都市計画区域よりさらに南側に設けることは、新たに支障となる物件が多くなることから、今回の計画位置としており、適切なものであると考えております。

今回意見書を提出された方には、第4回説明会の開催前後にもそれぞれ計画案の趣旨を説明しております。県及び豊岡市といたしましては、今後とも地域住民の理解が得られますよう努めてまいります。

第5号議案の説明は以上でございます。

会長 ただいま事務局から説明がございましたが、質問またはご意見ございますでしょうか。

ないようでございますので、お諮りいたします。

第5号議案について原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 どうもありがとうございます。

異議がないようですので、第5号議案については原案どおり可決いたします。

次に第6号議案 和田山都市計画道路の変更を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第6号議案 和田山都市計画道路の変更についてご説明いたします。

議案書は23～26ページ、議案位置図は13、14ページでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

駅南線は、和田山町が用途地域を定めた平成2年に、都市計画道路国道9号線を起点とし、中心市街地を東西に走り、JR和田山駅前へ至る、主要幹線道路と中心市街地を結び、市街地の骨格となる幹線道路として、代表幅員14m、車線の数2車線、延長約1,290mで決定しております。

今回の変更は、町の玄関口であるJR和田山駅における交通結節点機能の向上、都市環境の改善等を図るため、駅南線の終点位置を北へ約10m延伸し、面積約2,400㎡の駅前広場の区域を追加するものであります。

駅前広場は、県道物部養父線に並行して設けられ、入口出口をそれぞれ駅前の交差点に接続し、一方通行により交通処理する計画にしております。

駅前広場内には、バス、タクシー及び自家用車の乗降バース、タクシー及び自家用車の滞留場を配置し、円滑な交通処理を図る計画としております。

本案につきまして2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。  
会長 ただいま事務局から説明がありました。ご質問ご意見ございますでしょうか。

ご質問等ないようですので、お諮りいたします。

第6号議案について原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。第6号議案については原案どおり可決いたします。

以上で本日の議案はすべて終了いたしました。

この結果につきましては直ちに知事あて答申することといたします。

なお、事務局から報告事項があるそうですので、お待ちください。

事務局 報告事項として2点ございます。

まず1点目は、去る4月5日に公布されました「都市再生特別措置法」「都市再開発法等の一部を改正する法律」と、現在国会で審議中でございますが、「建築基準法、都市計画法を改正する法律案」の概要についてご説明させていただきます。

お手元に参考資料で「都市再生特別措置法の概要等について」という全8ページのものをお配りいたしております。

まず、都市再生特別措置法の概要についてご説明いたします。

資料の3ページの図をご覧くださいと思います。

今回、都市再生ということで、都市再生を強力に推進いたしますために、この法律が制定されております。内容といたしましては、まず、3ページの上の左に「都市再生本部」と書いてございますが、内閣総理大臣を本部長とする都市再生本部を内閣に設置するというのがございます。それからその内閣で都市再生の推進に関する基本方針を策定することになってございます。その基本方針に基づきまして、都市再生を図るために緊急に整備すべき地域として「都市再生緊急整備地域」を政令で指定いたします。この政令で指定いたしました地域ごとに「地域整備方針」というものを都市再生本部が策定するというまず最初のスキームになってございます。

この都市再生緊急整備地域ではどういったことが起こるかとお申しますと、一定の都市開発事業を行おうとします民間事業者が、事業計画を策定いたしまして、国土交通大臣の認定を申請することができます。この民間事業者の認定につきましては、まず認定を受

けますと民間都市開発推進機構から費用の一部の無利子貸し付け、出資等による支援などの優遇措置がございます。また、都市再生緊急整備地域におきます都市計画の特例というのが法に入っております。その中の1つが都市再生特別地区、3ページの図面ですと真ん中の3つ四角があります左側の一番下に、土地利用規制の特例と書いてございます。都市再生事業の計画を立てた地区につきましては、既存の用途地域等に基づく規制を適用除外としました上で自由度の高い計画を定める都市計画ができる。要するに既存の都市計画がございまして、新たにつくります事業計画に基づきまして、都市再生の事業を進めることができることになっております。

また、手続きの変更がございまして、真ん中の に民間事業者等による都市計画の提案制度の創設というのがございます。これは後に都市計画法の改正についてもお説明いたしますが、土地所有者、権利者等の3分の2以上の同意を得ることによりまして、民間事業者等が都市計画の提案をすることができるという内容でございます。また、その提案がございましたときには、6ヶ月以内に都市計画決定をする、もしくはしないという通知を、提案者に対して行うという制度になってございます。

また、都市再生事業に係る認可の特例というのがございますが、今まで都市計画を決定しました後、事業までに時間がかかっておったということがございますので、都市計画事業の認可につきましては、申請をした日から3ヶ月以内で処分を行わなければいけない。また、先ほど申しました都市計画の提案と事業認可の申請を同時に行うことができるようになりまして、同時に行いました場合は都市計画決定を行いました後1月以内に事業認可に関する処分を行うという内容でございます。

この法律は明日より施行される予定でございます。

次に2番目で、都市再開発法等の一部を改正する法律についてをご説明いたします。

6ページに絵が描いてございます。これは大きくは都市再開発法の改正と区画整理法の改正でございます。都市再開発法の改正につきましては、市街地再開発事業の施行者、今までは公共団体、組合、公社、公団等が行っていましたが、民間の再開発会社が再開発事業の主体になるということで、事業主体の追加がされております。再開発会社につきましては要件がございます。4ページです。市街地再開発事業の施行を主たる目的とすること、株式会社にあっては取締役会の承認を要する旨の定めがあるもの、所有権・借地権を有する者が議決権の過半数を保有していること、議決権の過半数を保有している者が施行区域内の宅地及び借地の地積が3分の2以上を占めていることというこ

とで、再開発会社といいますものの地域の意向が大きく働いた会社につきまして再開発事業の主体になれるという改正でございます。

次に、区画整理事業、土地区画整理法の一部改正でございますが、これは6ページ下の絵をご覧くださいますとよろしいかと思えます。

区画整理につきましては、これまで基本的に従前の地区に整合するように換地を定めるというのが原則でございましたが、その場合、小規模の宅地ばかりのときに、円滑に土地を集約して再開発などの事業がしにくいということがございましたので、絵に描いてございますが、高度利用を望む地権者がバラバラにありますときに、今までですと、下側のようにそのとおり現地で換地を行っておりましたが、高度利用を望む方々の土地を集約して換地いたしまして、地権者と街の双方にとって魅力的な高度利用を実現することができる高度利用推進区を決定しまして、ここに集約的に換地することができるようになるという改正でございます。

それから建築基準法等の一部を改正する法律案等の概要について、7ページでございますが、都市計画法はこの建築基準法等の「等」のほうに含まれてございます。

改正概要につきましてご説明いたしますと、1番でまちづくりに関する都市計画の提案制度の創設というのがございます。今まで都市計画の決定主体ということでは、県市町といった地方公共団体が主体になってございましたけれども、住民などの自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図りやすくしますために、土地所有者、まちづくり協議会、まちづくりのNPOなどが、一定面積以上の一体的な区域につきまして、土地所有者、権利者の場合もございますが、3分の2以上の同意を得て都市計画の提案を都市計画決定権者、県ですとか市町に提案ができるということが盛り込まれています。具体的にはどうなるかと申しますと、ある一定のまとまりのある地区の地権者の3分の2の方が合意いたしましたときに、県ですとか市町に対しまして、地区計画ですとか道路、公園、下水道、どういうものでも提案できるんですが、マスタープラン系のもの以外、施設、土地利用計画の提案をすることができます。都市計画決定権者、県とか市町でございますが、これはまず都市計画をするべきかどうかの判断をいたしまして、これは都市計画をする必要がないと判断いたしました場合には、提案を含めて都市計画審議会、県でしたらこの場、市町でしたら市町それぞれの都市計画審議会に説明をいたしまして、ご理解を得る。もし逆に提案した都市計画をやるべきだと判断いたしました場合は、通常の都市計画の手続きを進めるという形になります。

2番目に用途地域における容積率等の選択肢の拡充というのがございますが、これは8ページの図の1の上のほうに書いてございます。たとえば今までですと、容積率制限ということで、中高層住居専用地域では300%まででございましたのが、400%、500%を追加するですとか、建ぺい率、宅地面積に対する建物の面積の割合でございますが、今まで第1種住居地域等では60%のみでございましたが、50%ですとか80%を追加するなどの選択肢の拡充が盛り込まれております。

3番目には、容積制限等を迅速に緩和する制度の導入ということで、総合設計制度におきまして審査基準を定型化したしまして、今まで建築審査会の許可を経ていたものの一部、定型化されるものにつきましては、建築確認のみでよいという改正でございます。

4番の地区計画制度の見直しでございますが、今は地区計画制度につきましてはさまざまな種類がございますけれども、通常の地区計画、住宅地高度利用地区計画、再開発地区計画という3つの種類の地区計画を1種類に統合いたしまして、その中で用途制限の緩和を行いますとか容積率制限の緩和を行うなど、使いやすい制度の改正が盛り込まれております。

5番目につきましては建築基準法の独自の改正内容でございますが、シックハウス対策のために、化学物質の利用について制限するという改正が盛り込まれています。

3番目にご説明いたしました建築基準法等の改正につきましては、参議院が先議でございましたが、いま衆議院で国会審議中というところでございます。

以上が1点目の法律改正関係のご報告でございます。

次に2点目でございますが、本県では参画と協働の県政を進めますために、審議会等の情報公開に取り組んでまいりまして、平成12年4月に策定されました「附属機関等の設置及び運営指針」におきましても、会議の公開と会議開催の事前周知、議事録及び会議資料の公表等が努力規定として設けられているところでございます。

当審議会におきましても昨年度から会議を原則公開といたしまして、県のホームページも含めまして会議開催の事前広報、開催結果の公表を行っているところでございます。

そこで、さらに積極的に情報公開を進めますために、従来、議事録及び審議資料につきましては、情報公開条例に基づきます公文書公開請求により公開してはいたしましたが、今後は、これらを中央県民情報センターに備えつけて、積極的に公表することとさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の議事録につきましては、議事運営規則第9条第3項に規定されてお

りますとおり、発言した委員の方々の氏名を伏せて作成しております。また、審議資料につきましても、意見書要旨等個人のプライバシー等に配慮を要するものにつきましては、住所、氏名を伏せるなど十分に配慮すれば特に問題はないものと考えております。

以上で事務局からの報告を終わらせていただきます。

会長 ただいま事務局から報告がありました。これにつきましてご質問またはご意見ございますでしょうか。

ないようでございます。それではこれもちまして平成 14 年度の第 1 回の審議会を閉会いたします。

皆様には始終熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項があるそうですので、お願いいたします。

事務局 次回の平成 14 年度第 2 回目の審議会につきましては、9 月下旬頃を目処に現在調整を行っておるところでございます。

日程等が決まり次第お知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午後 3 時 2 4 分

平成14年度第1回兵庫県都市計画審議会  
出席委員名簿

日時：平成14年5月31日 午後2時～3時24分  
場所：パレス神戸 2階 大会議室

区分	氏名	職名	備考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	黒田勝彦	神戸大学教授	
	小泉直子	兵庫医科大学教授	
	近藤勝直	流通科学大学教授	
	竹元忠嗣	兵庫県道路公社理事長	
	多淵敏樹	県立福祉のまちづくり工学研究所長	
	中瀬勲	姫路工業大学自然・環境科学研究所教授	
	西勝	神戸大学名誉教授	
	村井正	関西大学教授	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	黒木幾雄	農林水産省近畿農政局長	代理
	鈴木藤一郎	国土交通省近畿地方整備局長	代理
	馬場耕一	国土交通省近畿運輸局長	代理
	岡田薫	兵庫県警察本部長	代理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢田立郎	神戸市長	代理
	中川啓一	洲本市長(兵庫県市長会)	
	水谷岩雄	山東町長(兵庫県町村会)	
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	山本正治		
	加茂忍		
	田中章博		
	吉岡やすし		
	新町みちよ		
	渡部登志尋		
	岡野多甫		
市町の議会の議長を代表する者 (第3条第1項第5号)	吉田多喜男	神戸市会議長	
	久保義孝	川西市議会議長(兵庫県市議会議長会)	
	振角利允	夢前町議会議長(兵庫県町議会議長会)	



